

第4章

施策の展開

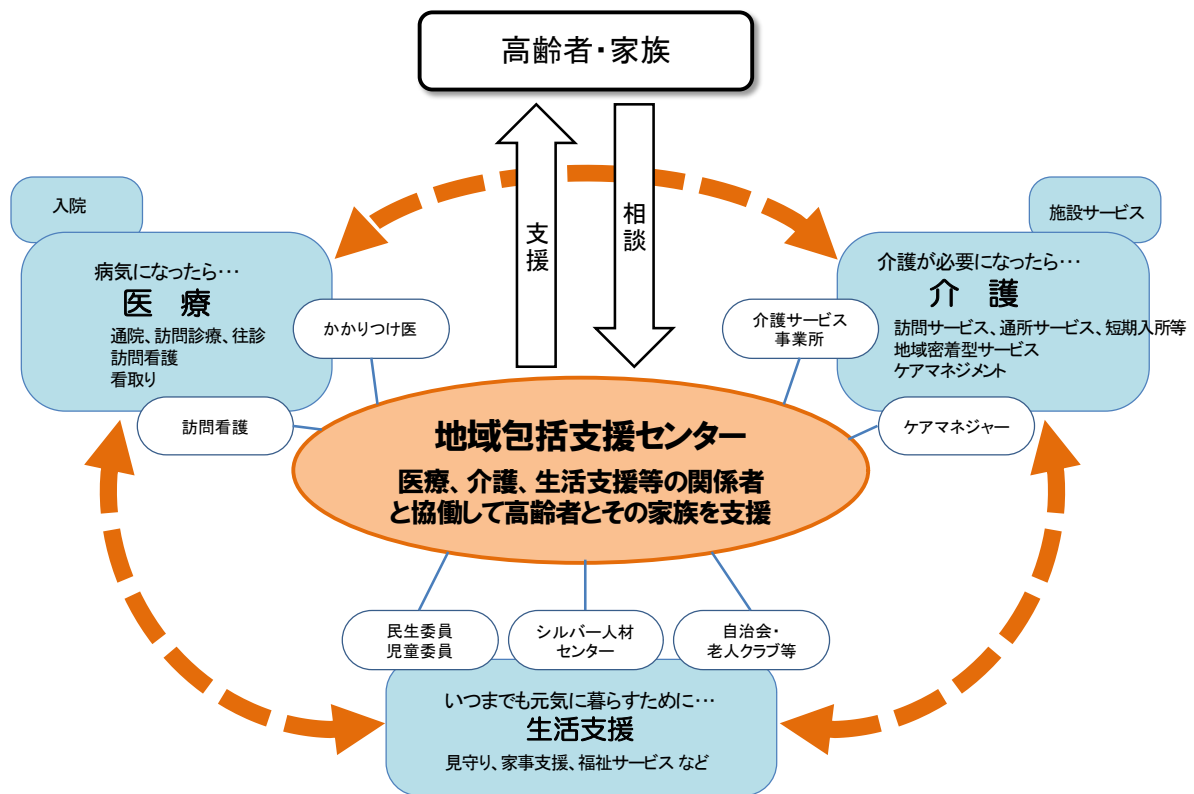
第4章 施策の展開

1 地域包括ケアシステム構築のための推進体制の強化

(1) 地域包括支援センターの充実

高齢者が支援を必要とする状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築するため、地域においてその総合調整を担う地域包括支援センター機能の充実を図ります。

地域包括ケアシステムのイメージ



地域包括支援センターの名称・担当圏域

名称	担当圏域
地域包括支援センター嵐北	第二中学校区、第三中学校区
地域包括支援センター嵐南	第一中学校区、本成寺中学校区、須頃小学校区
地域包括支援センター東	第四中学校区、大崎中学校区、大島小学校区
地域包括支援センター栄	栄中学校区
地域包括支援センター下田	下田中学校区

《現 状》

高齢者に関する総合相談機関としての地域包括支援センターは、地域の高齢者やその家族をはじめ、民生委員児童委員や介護支援専門員（ケアマネジャー）、医療機関といった支援関係者に認知され、様々な相談が寄せられるようになりました。相談内容は、認知症高齢者の増加や一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の増加等により複雑化してきており、中には、退院後の在宅医療体制が整わないこと、生活支援サービスの選択肢が少ないことなど、地域だけでは解決できない課題もあります。

《今後の方針》

- ・様々なニーズを抱えた高齢者個々のケースに対応するため、地域ケア会議の充実やケアマネジャーへの支援の充実、地域包括支援センター職員の相談技術等の資質向上を図ります。
- ・地域包括支援センターの支援・指導と、センターだけでは担えない地域包括ケアシステム構築のために必要な取組の総合調整を図る体制を整備します。

《実施事業》

◆介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業対象者⁹が要介護状態等となることを予防するため、高齢者個々の心身の状況や環境などに応じたケアマネジメントを実施します。

介護予防ケアマネジメント事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
二次予防事業 参加者数	(人)	122	114	189	227		

※平成 28 年度から二次予防事業を介護予防・日常生活支援総合事業に移行する。

◆総合相談支援事業

高齢者が抱える様々な悩みや疑問について気軽に相談できる窓口を設け、適切なアドバイスを通じて自立した生活ができるよう支援します。

総合相談支援事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
相談延件数	(件)	17,971	17,901	18,088	18,186	18,413	18,617

⁹ 要介護状態等になるおそれの高い高齢者

◆権利擁護事業

一人暮らし高齢者や認知症高齢者等に対し、成年後見制度¹⁰、高齢者虐待、消費者被害等の権利擁護に関する相談を行います。

権利擁護事業の実績・計画値

	H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
権利擁護に関する 相談延件数 (件)	446	344	368	465	470	475

◆包括的・継続的ケアマネジメント事業

ケアマネジャーが包括的・継続的なケアマネジメントを実践できるようにするため、社会資源の把握やネットワークの構築、個々のケアマネジャーに対する支援を実施します。

包括的・継続的ケアマネジメント事業の実績・計画値

	H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
支援件数 (件)	403	437	476	487	490	495

(2) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通し、地域の関係機関のネットワーク構築、地域課題の把握、地域に不足している社会資源の開発を推進するとともに、新たな仕組みづくりにつなげる等の地域包括ケアシステム構築に向けた有効な手法であるため、今後一層の充実を図ります。

〈現 状〉

地域包括支援センターは、ケアマネジャー等から相談があった支援困難ケース等の課題解決のため、関係者を集め個別ケア会議を開催し、今後の支援方針や支援体制について検討するとともに、地域の課題を把握しています。

また、圏域ごとの地域ケア会議を開催することにより、地域の民生委員児童委員や自治会長、医療機関、警察、消防、介護サービス事業所等、地域で高齢者を支える関係機関と地域課題を共有しており、顔の見える関係づくりは進んでいます。

今後は、地域課題を集約した市全体の課題解決のためのケア会議を実施する必要

¹⁰ 認知症などによって判断能力が低下している方に代わり、財産管理や入退院、施設入退所、介護保険サービス利用等の手続きについての契約などを行うことで本人が安心して生活できるよう支援する制度

があります。

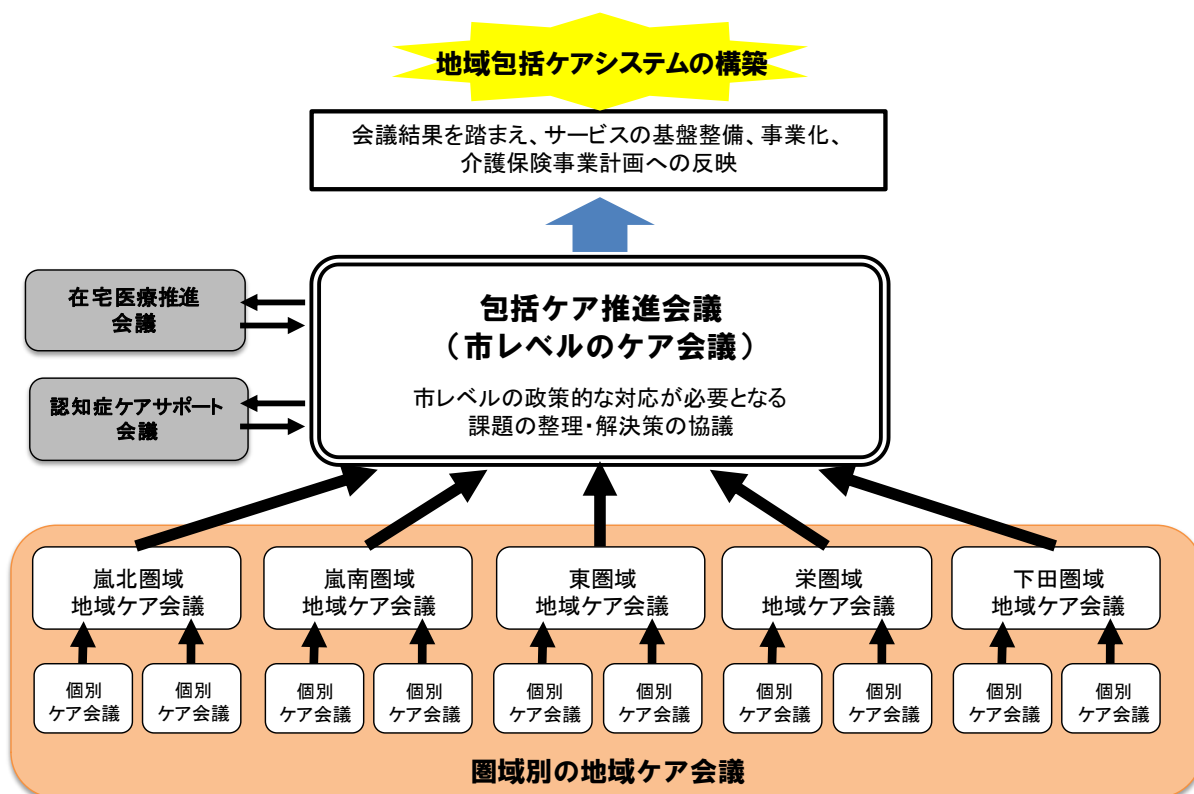
《今後の方針》

- ・引き続き、個別ケア会議や圏域における地域ケア会議の更なる充実を図ります。
- ・地域では解決できない課題もあるため、市全体の課題として整理し、サービスの基盤整備や施策化につなげるための包括ケア推進会議を設置します。

地域ケア会議の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
実施回数	(回)	20	31	35	48	48	48

地域ケア会議、包括ケア推進会議のイメージ



2 在宅医療の推進

(1) 介護と連携した在宅医療の推進

高齢者が支援を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、在宅で必要な医療を受けられる体制整備が必要です。

《現 状》

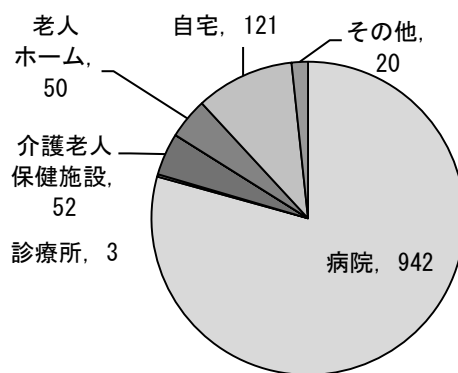
三条市は、全国、県と比較すると人口10万人当たりの医師数が少ない現状にあります。支援が必要となっても在宅生活を希望する方の割合は多いのですが、現実には約9割の方が病院、施設で亡くなっています。

高齢者が疾病を抱えても在宅で暮らしながら医療を受けられるようにするため、医療と介護が連携し、効率的に在宅医療を提供する体制の構築が必要です。

人口10万人に対する医師数の状況

市町村名等	医師数(人)
三条市	151.7
新潟市	257.3
長岡市	195.8
新発田市	194.9
上越市	177.0
県平均	182.1
全国平均	226.5

死亡数と死亡場所の状況



※平成26年度版新潟県100の指標(調査時点H24)

※平成24年健康福祉環境の現況(三条地域振興局)

《今後の方針》

- ・少ない医療資源を介護等の多職種と連携することにより補完し、効率的に在宅医療を提供する体制の構築について、三条市医師会と連携・協働しながら進めていきます。
- ・在宅医療の推進に向けた方向性や具体的施策について協議する場を設置します。
- ・ケアマネジャーや地域包括支援センター等関係機関からの在宅医療に関する相談への対応や、情報提供を行う在宅医療支援コーディネーターを配置します。
- ・介護関係職員の医療知識の習得を進め、資質の向上を図ります。
- ・医師と多職種の連携をスムーズにするため、医療と介護の互いの機能の理解や顔の見える関係づくりを進めます。
- ・高齢者の情報を医師、支援関係者が効率的に共有できるシステムを構築します。
- ・市民等に対し、在宅医療の理解を深めるための普及啓発を行います。

《実施事業》

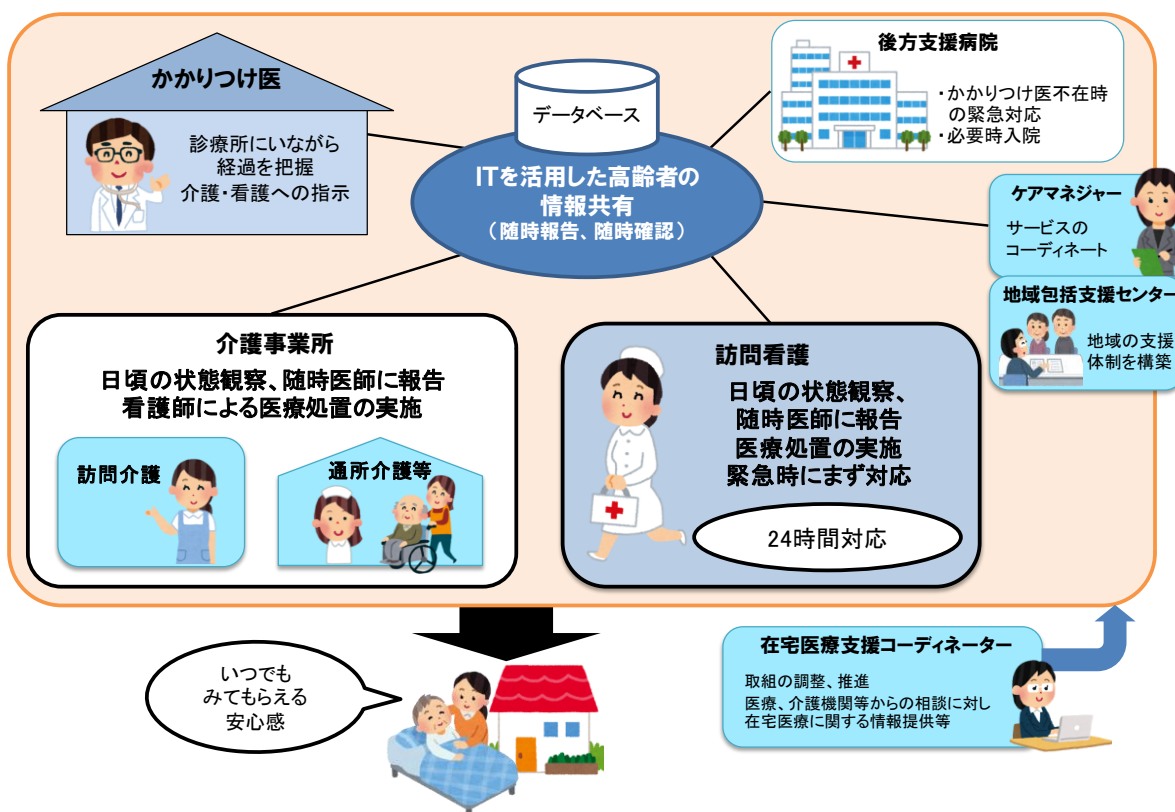
◆在宅医療推進事業

在宅医療推進のため、三条市医師会による県の在宅医療連携モデル事業や、県の在宅医療連携協議会に参画し、介護関係職員研修や多職種連携研修、市民への普及啓発等を行うとともに、この連携協議会で行う事業は平成 28 年度から市の事業として実施していきます。

在宅医療推進事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
多職種連携研修会 延参加者数	(人)					360	390
市民向け啓発 講演会参加者数	(人)					150	200

介護と連携した在宅医療の提供体制のイメージ





3 在宅で生活し続けるための支援

(1) 地域における生活支援体制の整備

元気な高齢者などの地域住民が担い手となり生活支援のサービスを提供する体制を整備します。

ア 地域住民主体の支援活動の推進

《現 状》

ごみ出しや買い物、除雪などのちょっとした困りごとに関する相談が地域包括支援センターには多く寄せられています。一人暮らし高齢者等の増加や地域のつながりが希薄化したことなどにより、従来、家族や隣近所の付き合いで行われていた支援も受けることができなくなっています。

《今後の方針》

- ・元気な高齢者の活躍の場を創出し、生活支援に関するちょっとした困りごとを多様な担い手によりサポートする体制を構築します。
- ・生活支援に関する相談体制を整えるとともに、そのニーズの把握や支援を行う人材の発掘等を推進します。

《実施事業》

◆暮らしのサポートセンターの設置及びコーディネーターの配置

意欲と能力のある高齢者がそれぞれに合った働き方を可能にするため、暮らしのサポートセンターを設置し、高齢者の就業意欲を地域社会の活力の創出にいかします。また、働く意欲のある高齢者へのサポートと生活支援を求める高齢者へのサポートの双方をマッチングするコーディネーターを配置します。

暮らしのサポートセンターの実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
就業者数	(人)				70	100	150

※生活支援サービスに従事する高齢者等の人数

◆シルバー人材センター補助事業

働く意欲のある高齢者に就労の機会を提供し、社会の担い手として生きがいのある生活を送れるよう、シルバー人材センターの活動を支援します。また、高齢者の生活支援の体制整備に資する事業を重点的に補助します。

イ 地域における見守り体制の整備

《現 状》

民生委員児童委員から一人暮らし高齢者等の緊急連絡先を情報収集してもらい、緊急時や災害時に対応できるよう体制づくりを進めています。

また、地域における見守り体制の整備については、三条市社会福祉協議会が実施する地域見守りサービス事業を支援することにより、住民主体の見守り活動の拡大に努め、地域での「共助」の体制づくりを推進しています。

さらに、災害時における迅速な避難支援を行えるよう、自治会や介護サービス事業者等と連携しながら災害時要援護者への支援体制を整備しています。

災害時要援護者名簿登載者数

(人)

支 援 者	避難行動要援護者	情報伝達要援護者	合 計
自治会、自主防災組織	288	117	405
民生委員児童委員	10	571	581
消 防 団	20	2	22
介護サービス事業者	71	409	480
合 計	389	1,099	1,488

※平成 26 年 11 月 1 日現在

《今後の方針》

- ・地域見守りサービス事業に対し、見守り活動の実施地区を拡大させるための支援を行い、日常における見守り体制の整備を進めます。
- ・引き続き、災害時要援護者名簿を定期的に作成・更新し、自治会や介護サービス事業者等と連携しながら災害時の迅速な支援を行うことで、支援を必要とする高齢者が安心して生活できるよう努めます。

《実施事業》

◆地域見守りサービス事業補助

一人暮らし高齢者等に対し、地域住民が主体となり週1回程度の訪問による「声かけ」や対象者宅の外観等を確認する「巡回確認」を行う三条市社会福祉協議会の地域見守りサービス事業に対し補助を行います。

◆災害時要援護者対策

一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等のうち、重度の障がい者や要介護3以上の認定者などで、災害が起きたときに手助け（支援）を必要とする方の名簿（災害時要援護者名簿）を作成し、自治会、民生委員児童委員、消防団、介護サービス事業者、自主防災組織で情報共有することにより、それぞれの役割に応じた情報伝達、避難支援を行い、地域全体で要援護者を見守る体制づくりを推進します。



(2) 生活支援サービスの充実

介護保険制度の改正により、要支援者に対する予防給付のうち「訪問介護」と「通所介護」が市町村の「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」に移行され、全国一律の制度から三条市独自の制度として、サービスの内容や事業の体制、基準等を設定することとなります。

また、一人暮らし高齢者等が可能な限り自立した生活を送り、安心して暮らし続けられるよう福祉サービスを提供します。

予防給付見直しのイメージ

現行	対象者	元気高齢者	要支援になるおそれのある方 (二次予防事業対象者)	要支援者 (要支援1・2)	要介護者 (要介護1～5)
	対象者 審査基準		簡易な調査票による審査 (基本チェックリスト)	要介護・要支援認定による審査	
	事業・ サービス 内容	介護予防事業(一次予防事業) さんちゃん健康体操、介護予防講座等			介護予防事業(二次予防事業) 健康運動教室、かむかむ教室、 介護予防訪問指導
改正後	対象者	元気高齢者	介護予防・生活支援サービス事業対象者	要支援者 (要支援1・2)	要介護者 (要介護1～5)
	対象者 審査基準		簡易な調査票による審査 (基本チェックリスト)	要介護・要支援認定による 審査	
	事業・ サービス 内容	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業) 一般介護予防事業 さんちゃん健康体操、介護予防講座等			訪問型サービス 通所型サービス

※平成 27 年 4 月に制度改正が行われるが、円滑な移行のためには準備期間が必要なこと等を踏まえ、事業への移行は平成 29 年 4 月まで猶予することができる。

ア 訪問介護・通所介護の多様化

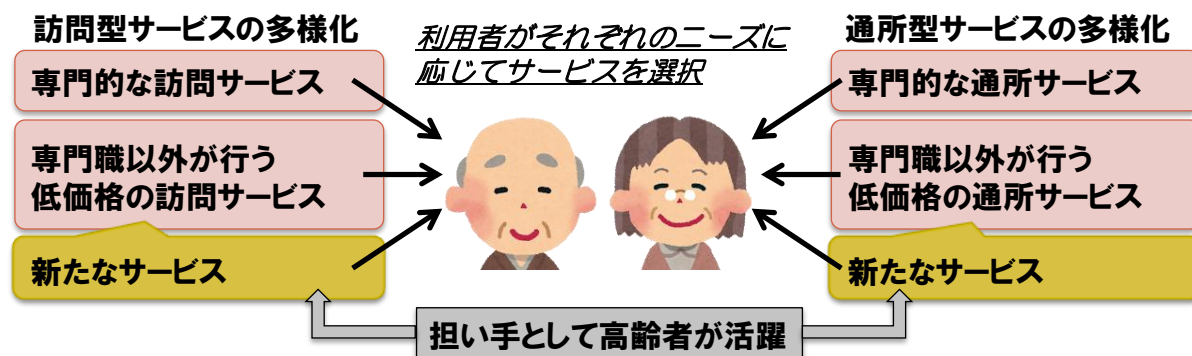
《現 状》

従来の要支援者に対する訪問介護、通所介護では、専門性を必要としないサービスも専門職が行っている場合があります。また、月単価の利用料が定められているため、利用者のニーズに合ったサービスの組み合わせが難しい状況です。さらに、利用できる対象者や提供内容に細かな制約があり、柔軟な対応がしづらい現状です。

《今後の方針》

- ・ 予防給付から「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」への移行は平成 29 年 4 月まで猶予することができますが、三条市では早期に体制を整えるため平成 28 年 4 月から実施します。
- ・ 利用者の多様なニーズに応じた生活支援サービスを提供するため、サービス内容や料金体系を見直します。
- ・ 新たにシルバー人材センターや NPO 法人等が団体の特性を活かしたサービスを低価格で提供できる体制を整えます。
- ・ 元気な高齢者がサービスの担い手として活躍できる仕組みを構築します。
- ・ 専門的なサービスが必要な方に対しては、引き続き既存の介護サービス事業所からのサービス提供を促進します。

訪問型・通所型サービス多様化のイメージ



《実施事業》

◆訪問型サービス

介護を必要とする方に対しては、従来の訪問介護と同様に専門職により身体介護を伴う支援や必要な生活支援を提供します。また、介護を必要としない生活支援のサービスを専門職以外の方も提供できるようにします。

訪問型サービスの実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
利用者数	(人)					310	310
利用回数	(回)					13,200	25,200

◆通所型サービス

入浴介助サービスや専門的な機能訓練等が必要な方に対しては、従来の通所介護と同様に専門職によりサービスを提供します。また、レクリエーションの実施など主に交流を目的とするサービスは、専門職以外の方も提供できるようにします。

通所型サービスの実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
利用者数	(人)					770	810
利用回数	(回)					26,400	54,800

◆介護予防ケアマネジメント事業

訪問型サービスや通所型サービス等の利用者が地域において自立した日常生活を送れるよう支援するため、サービス担当者会議の開催やケアプランの作成等を行い、利用者の状況を踏まえた目標を設定するとともに、必要なサービスの利用につなげます。

介護予防ケアマネジメント事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
利用者数	(人)					610	630

イ 要支援者等に対する介護予防

《現 状》

三条市高齢者実態調査等から、要支援になるおそれのある高齢者は高齢者人口の31.9%に当たる8,912人がいるものと推測されますが、介護予防事業への参加者数は約100人とどまり、事業の参加・利用につながっている高齢者は少ない状況です。

しかし、事業の参加者等には、身体年齢や体力年齢が若返るなど効果が見られません。

要支援になるおそれのある高齢者の状況

項目	推計人数（人）	高齢者人口に対する割合（%）	
要支援になるおそれのある高齢者（二次予防事業対象者）	8,912	31.9	
該当するリスク項目（重複あり）	運動機能低下	5,849	20.9
	口腔機能低下	5,037	18.0
	物忘れ	4,892	17.5
	うつ傾向	4,512	16.1
	閉じこもり	1,678	6.0
	低栄養	296	1.1

※平成25年度三条市高齢者実態調査・二次予防事業対象者把握調査

《今後の方針》

- ・地域包括支援センターは要支援になるおそれのある高齢者を把握し、介護予防事業の参加につながるよう努めます。
- ・それぞれの利用者の状態に応じた介護予防の指導を行うことにより、身体機能等の維持・向上を図ります。



《実施事業》

◆健康運動教室（介護予防・生活支援サービス事業）

介護予防を目的に科学的根拠に基づき筋力トレーニングと有酸素運動を組み合わせた個別運動プログラムを作成し、筋力や持久力を高める運動を週1回の教室で9か月間にわたり指導します。

健康運動教室の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
参加者数	(人)	73	75	142	149	155	161
延参加者数	(人)	1,369	1,177	1,498	2,235	2,325	2,415

◆口腔機能向上事業

歯磨き方法やものを噛む、飲み込むなどの口腔機能向上プログラムに基づき、月2回の教室を3か月間にわたり、歯科衛生士等が指導します。

口腔機能向上事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
参加者数	(人)	27	16	28	48	52	56
延参加者数	(人)	123	86	168	288	312	336

◆介護予防訪問指導員派遣事業

通所型の介護予防事業への参加が困難な方に対し、月1回指導員が高齢者の自宅を訪問し、要介護状態等への進行を予防するための運動指導や栄養指導等を行います。

介護予防訪問指導員派遣事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
利用者数	(人)	22	23	19	30	35	40
延利用者数	(人)	203	187	163	240	280	320

ウ 一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯を支える福祉サービス

《現 状》

一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の日常生活上の不安軽減を図るため、安心・見守りに関する福祉サービスを実施しています。

見守りは、地域住民による声かけ活動などの人とのつながりによる安否確認に加え、24時間365日対応できる仕組みも必要です。そこで、緊急時の連絡手段の確保として福祉電話の貸出しを行うとともに、本人の安否確認や必要に応じて家族等へ連絡を行うための緊急通報装置の貸出しを行っています。

このほか、週1回夕食を届けて安否を確認する給食サービスを実施しています。

《今後の方針》

一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯はいずれも増加するものと見込まれることから、見守りのニーズも増えていくものと推測されます。引き続き、一人暮らし高齢者等が安心して自立した生活を営むことができるよう、安否確認につながる事業を継続して実施します。

なお、安否確認の方法は、給食サービスによる方法を見直し、緊急通報装置の貸出しや三条市社会福祉協議会の地域見守りサービス事業への取組に移行します。

《実施事業》

◆高齢者生活支援事業

電話を設置していない市民税が非課税の一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を対象に福祉電話の貸出しを行います。また、一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を対象に緊急通報装置（火災警報器付）を貸し出します。

高齢者生活支援事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
福祉電話 利用者数	(人)	32	30	33	35	37	39
緊急通報装置 利用者数	(人)	421	417	417	441	465	489

※各年度3月末時点の利用者数

※平成26年度までは65歳以上のみ世帯を対象とし、平成27年度からは75歳以上のみ世帯を対象と見直す。

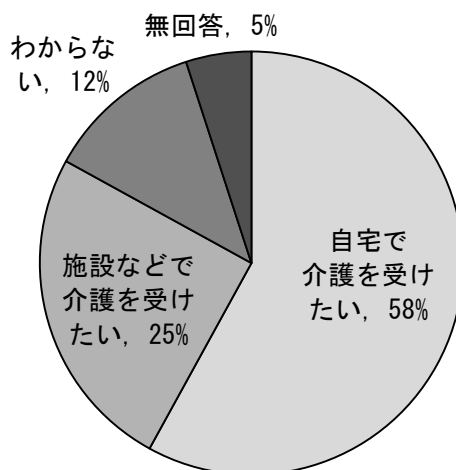
(3) 在宅介護を支援するサービスの実施

介護が必要になっても、住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくことができるよう、本人やその家族に対して支援を行います。

《現 状》

高齢者の多くは、介護が必要になっても可能な限り在宅で生活することを望んでいるため、在宅での介護を必要とする方とその家族が安心して生活できるよう支援する必要があります。三条市では、介護保険の介護給付や予防給付の他に、市独自のサービスとして在宅介護を支えるサービスを実施しています。

介護が必要になった場合の高齢者の希望



※平成25年度高齢者基礎調査（新潟県）

《今後の方針》

- ・要介護者に対しては、介護用品の助成など経済的な負担軽減を図るとともに、快適な生活が営めるように布団の乾燥や丸洗い、訪問理美容サービスの援助などを行います。
- ・介護者に対しては、介護手当の支給などにより慰労を図るとともに、介護の知識・技術を学ぶ機会や悩みを相談できる場を提供し、介護者の負担感の軽減に努めます。



《実施事業》

◆紙おむつ購入費助成事業

在宅で要介護1以上の認定者のうち紙おむつが必要な方に紙おむつ購入費の一部を助成します。

紙おむつ購入費助成事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
利用者数	(人)	2,685	1,969	2,022	2,077	2,134	2,191

※平成24年度までは要支援1以上の認定者を対象とし、平成25年度からは要介護1以上の認定者を対象と見直した。

◆寝具乾燥等事業

在宅で要介護3以上の認定者に寝具の乾燥消毒及び丸洗いのサービスを実施します。

寝具乾燥等事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
登録者数	(人)	81	74	70	69	69	69

◆訪問理美容サービス助成事業

在宅で要介護3以上の認定者が市内の理容店や美容店に出張理美容サービスを依頼した場合、出張料相当額を助成します。

訪問理美容サービス助成事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
登録者数	(人)	102	93	86	82	82	82



◆介護手当支給事業

在宅で要介護3以上の認定者を介護している方に介護手当を支給します。

介護手当支給事業の実績・計画値

	H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
支給人数 (人)	693	619	632	645	659	673

※各年度3月末時点の支給人数

◆家族介護支援事業

介護者を対象に介護のコツを学ぶ機会や情報交換の場を提供します。

家族介護支援事業の実績・計画値

	H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
延参加者数 (人)	315	359	550	650	750	850



(4) 権利擁護の推進

認知症や障がい等で判断能力が不十分になっても、尊厳をもって安心して暮らすことができるよう、高齢者の生命・財産を守るための権利擁護を推進します。

ア 成年後見制度の推進

《現 状》

金銭管理や今後の生活への不安に関する相談が増えてきています。これらの問題解決に有効な手段である成年後見制度の利用に対する必要性が高まっています。

《今後の方針》

- ・市民を対象とした講演会を開催するなど成年後見制度の普及を図ります。
- ・地域包括支援センターや介護サービス事業者、民生委員児童委員等の高齢者を支援する関係者に対し、成年後見制度の周知を図り、相談支援の体制を充実します。
- ・後見人の担い手を確保するため、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO法人等に積極的に働きかけていきます。

《実施事業》

◆成年後見制度利用支援事業

申立てをする親族がない高齢者に対して市長による申立てを行います。また、低所得者に対し申立費用や後見人報酬の助成を行います。

成年後見制度利用支援事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
申立件数	(件)	0	0	2	5	6	7
助成件数	(件)	1	1	2	5	6	7

◆権利擁護事業

成年後見制度や虐待の早期発見、消費者被害など権利擁護に関する講演会を開催します。

権利擁護事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
講演会 参加者数	(人)	120	170	280	240	240	240

イ 虐待防止・予防

《現 状》

虐待の背景には、高齢者の認知症の症状に伴う介護者の負担感の増加や、認知症に対する知識が十分でないことなどにより適切なケアがなされない場合などがあります。また、養護者自身が経済的不安を抱えていることによる経済的虐待のケースもあり、虐待を受ける高齢者だけでなく、養護者に対する相談・支援を含めた対応が必要です。

虐待（疑い含む）の通報は警察からのものが多く、その大半は高齢者本人からの相談によるものです。高齢者に身近な地域住民、医療機関、民生委員児童委員、ケアマネジャー、介護サービス事業所などからの通報は少ない現状があります。

通報の中には虐待と判断できない場合もありますが、必要に応じて高齢者やその家族の相談に応じています。

高齢者虐待の相談・通報件数

(件)

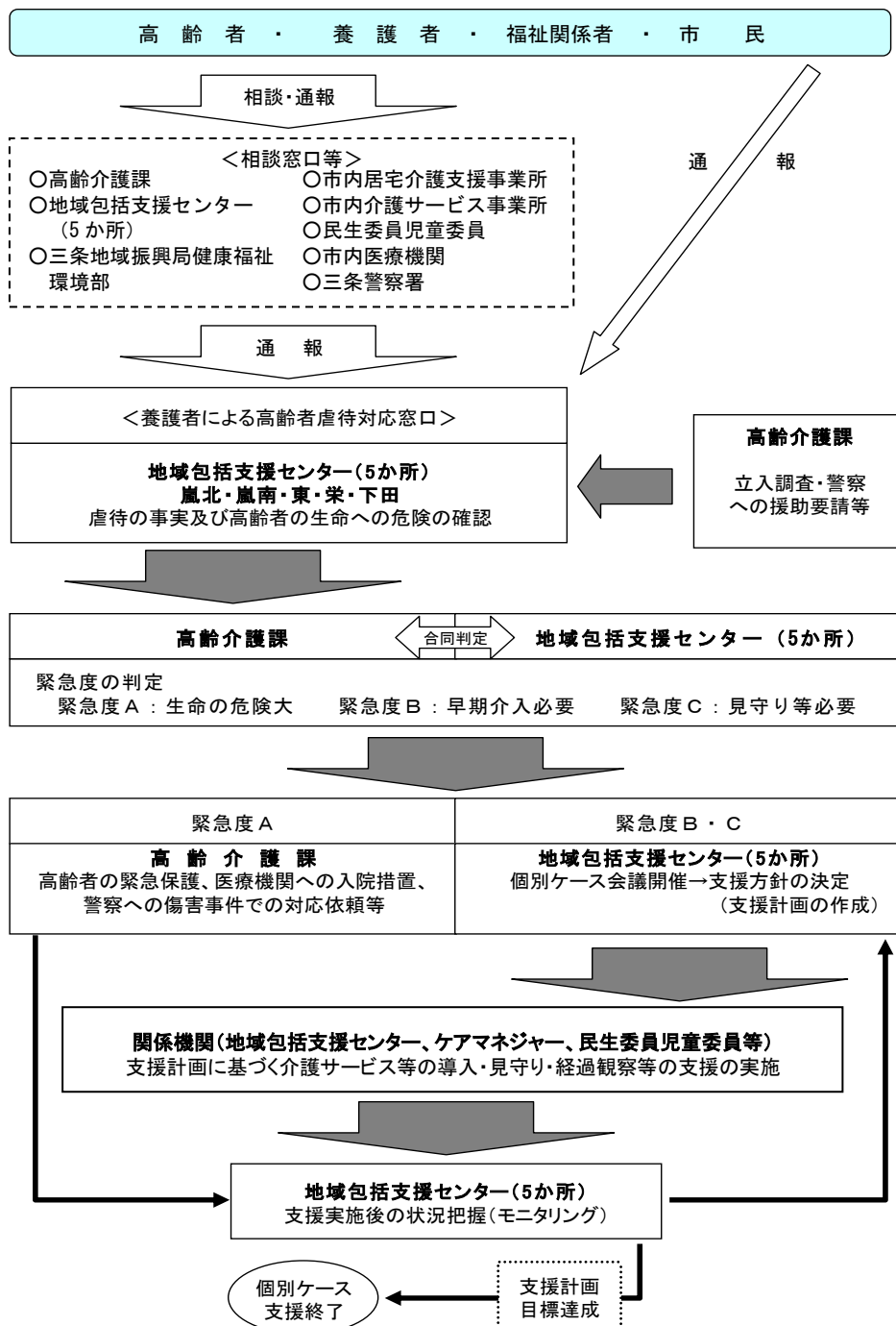
		H24年度	H25年度	H26年度
相談・通報件数		27	24	22
相談者別の 内訳	被虐待者本人	1	1	2
	家族・親族	10	2	0
	近隣住民・知人	0	0	2
	民生委員児童委員	0	0	1
	ケアマネジャー	3	3	3
	地域包括支援センター	1	1	0
	介護サービス事業所	2	0	0
	警察	7	16	13
	医療機関	2	0	0
	行政職員	1	1	1
その他	0	0	0	
虐待と判断した件数		11	5	4
虐待種別の 内訳 (重複あり)	身体的虐待	11	5	2
	心理的虐待	3	1	0
	介護・世話の放棄、放任	0	0	1
	経済的虐待	2	2	1
	性的虐待	0	0	0

※平成26年度は2月末現在

《今後の方針》

- ・高齢者の身近にいるケアマネジャーや介護サービス事業所職員、民生委員児童委員に対し研修を実施し、高齢者虐待について理解を深めてもらうことにより、問題が深刻化する前に発見し、対応できる相談機能の充実を図ります。
- ・市民に対しては、虐待の疑いがある場合は速やかに通報するよう啓発します。
- ・高齢者や養護者に対しては、地域包括支援センターを中心として関係機関が連携し、介護保険サービスの調整や見守りなどの支援を行います。

高齢者虐待対応フローチャート（在宅高齢者への虐待対応）



(5) 多様な住まいの整備

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、一人一人の状況に応じ住まいを選択できる環境を整備します。

《現 状》

支援や介護が必要になっても住み慣れた自宅で生活していくためには、身体状況に適した居住環境に改修する必要があります。

また、一人暮らし高齢者等が増加する中で、自宅での生活に不安を感じる高齢者の住まいに関する多様なニーズも増加するものと推測されます。

《今後の方針》

- ・高齢者がその心身状況やニーズに応じて、適切に住まいを選択できるよう情報提供を行います。
- ・引き続き、住宅改修に必要な費用の助成や手続きの支援などを行います。
- ・多様な住まいの確保のため、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の整備に向け、事業者などに対して手続きや国の補助制度の活用等について情報提供を行います。

《実施事業》

◆高齢者住宅整備補助事業

要介護（要支援）認定者の居住する住宅をその身体状況に適した居住環境に改修する場合、その費用の一部を助成します。

高齢者住宅整備補助事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
利用者数	(人)	13	14	12	12	13	14

◆住宅改修支援事業

ケアマネジャー等が行った住宅改修費支給申請に係る業務に関して補助します。（居宅介護支援等の提供を受けた場合を除く。）

住宅改修支援事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
利用件数	(件)	19	19	22	23	24	25



《関連施設》

◆有料老人ホーム

高齢者が入居し、調理・洗濯・掃除等の家事、入浴・排せつ・食事の介護、健康管理のいずれかのサービスを受けることができる施設であって、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設に該当しない施設です。

有料老人ホームの実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
定員数	(人)	88 (52)	88 (52)	79 (52)	79 (52)	179 (152)	179 (152)

※サービス付き高齢者向け住宅にも該当する住宅については、() にその戸数を記載

◆サービス付き高齢者向け住宅

高齢者を対象として、安否確認や生活相談等のサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

サービス付き高齢者向け住宅の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
戸数	(戸)	72 (52)	72 (52)	112 (52)	142 (52)	242 (152)	262 (152)

※有料老人ホームにも該当する住宅については、() にその戸数を記載

◆ケアハウス

60 歳以上の方で身の回りのことはできるものの、自炊ができない程度の身体機能の低下などが認められ、または高齢などのため独立して生活するには不安が認められる方が入所できる施設です。

ケアハウスの実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
定員数	(人)	80	80	80	80	80	80

◆養護老人ホーム

原則として 65 歳以上の方で、生活環境及び経済的な理由により在宅において一人で生活することが困難であると認められる場合に、老人福祉法による措置により入所できる施設です。

養護老人ホームの実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
定員数	(人)	100	100	100	100	100	100





4 安定した介護保険サービスの実施

(1) 介護保険サービスの充実

介護保険サービスの充実にあたっては、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられることを目指す地域包括ケアの考え方を踏まえ、居宅サービスや地域密着型サービスの拡充を図りつつも、市民のニーズに適切に対応し、在宅生活が困難な高齢者が入所できるよう中長期的な視点に立った施設整備を行います。

また、各日常生活圏域の特性やサービスの地域的、種類の偏りを踏まえ、事業者と連携を図りながら各圏域において真に必要なサービス量の確保を目指します。

〈現 状〉

市全域では介護保険サービスの供給量が充足しているものの、日常生活圏域によって、介護サービス事業所の数や種類に偏りがあります。地域密着型サービスでは、栄圏域に認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）が整備されていません。

第5期計画におけるサービス種類別の事業所数は、平成26年度末の見込みで、居宅サービスが平成24年度から16事業所増加しており、その中でも通所介護事業所が6事業所増えています。

施設サービスでは特別養護老人ホームを2施設（定員100人、1施設は増設）、地域密着型サービスでは認知症対応型共同生活介護事業所を平成25年度に1施設（定員18人）整備しました。

要介護認定者の大半を占める後期高齢者の増加により認知症高齢者も増加することから、これに伴う施設ニーズの増加も見込まれます。しかし、平成42年度以降は、後期高齢者人口も減少に転じることから、これを見据えた計画的な施設整備が必要です。

介護保険サービス種類別事業所数の推移

	H24年度		H25年度		H26年度		H26年度末 (見込み)	
	事業 所数 (か所)	定員 (人)	事業 所数 (か所)	定員 (人)	事業 所数 (か所)	定員 (人)	事業 所数 (か所)	定員 (人)
居宅介護支援	28	—	27	—	27	—	29	—
介護予防支援	5	—	5	—	5	—	5	—
居宅サービス	98	1,104	105	1,241	108	1,236	114	1,257
訪問介護	21	—	20	—	20	—	22	—
訪問入浴	4	—	4	—	5	—	5	—
訪問看護	5	—	5	—	7	—	8	—
通所介護	27	629	32	744	32	739	33	760
通所リハビリ	7	191	8	211	8	211	8	211
短期入所生活介護	9	233	9	235	9	235	9	235
短期入所療養介護	8	—	8	—	8	—	8	—
特定施設入居者 生活介護	1	51	1	51	1	51	1	51
福祉用具販売	8	—	9	—	9	—	10	—
福祉用具貸与	8	—	9	—	9	—	10	—
地域密着型サービス	12	198	12	198	13	216	15	216
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	—	0	—	0	—	2	—
夜間対応型訪問介護	1	—	1	—	1	—	1	—
認知症対応型 通所介護	1	10	1	10	1	10	1	10
小規模多機能型 居宅介護	5	125	5	125	5	125	5	125
認知症対応型 共同生活介護	5	63	5	63	6	81	6	81
施設サービス	13	1,108	13	1,128	14	1,208	14	1,208
介護老人福祉施設	5	390	5	410	6	490	6	490
介護老人保健施設	5	490	5	490	5	490	5	490
介護療養型医療施設	3	228	3	228	3	228	3	228
合 計	156	2,410	162	2,567	167	2,660	177	2,681

※平成26年度末（見込み）以外は、各年度4月1日現在

《今後の方針》

- ・日常生活圏域によって施設サービスや居宅サービスができるだけ偏らないよう、事業者と連携しながら、計画的な介護保険サービスの基盤整備を行います。
- ・施設整備についても地域包括ケアの考え方を踏まえ、住み慣れた地域において少人数で家庭に近い雰囲気でのケアが受けられるよう、地域密着型サービスを中心に整備を行います。
- ・特別養護老人ホームの入所申込者の実態を見ると、特に入所の必要性が高い方は66人と見込まれます。この実態を踏まえ、在宅生活が困難な低所得高齢者等のため、地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を整備します。
- ・認知症高齢者の増加に対応するため、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）を整備します。現状を踏まえ、栄圏域において優先的に整備を進めます。
- ・特別養護老人ホームの入所要件の見直しにより原則入所対象外となる要介護1・2の認定者の施設ニーズに対応するとともに、様々な身体状況や経済状況にある高齢者の多様なニーズに応じるため、特定施設（介護付有料老人ホーム）を整備します。
- ・日常生活圏域の特性に合ったサービスの確保に努めるとともに、事業者が創意工夫し、多様かつ効果的なサービスメニューを提供することができるよう、事業者に対して働きかけを行います。

《実施事業》

◆介護サービス事業者の指定

介護サービス事業者の指定にあたっては、公募などにより公平・公正で透明な事業者を選定し、良質なサービスの確保を図ります。



地域密着型サービスの基盤整備計画

	H27年度		H28年度		H29年度		計	
	事業 所数 (か所)	定員 (人)	事業 所数 (か所)	定員 (人)	事業 所数 (か所)	定員 (人)	事業 所数 (か所)	定員 (人)
地域密着型サービス	4	79	—	—	3	34	7	113
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	—	—	—	—	1	—	1	—
認知症対応型 通所介護	1	3	—	—	—	—	1	3
小規模多機能型 居宅介護	—	—	—	—	1	25	1	25
認知症対応型 共同生活介護	1	18	—	—	1	9	2	27
嵐北圏域	—	—	—	—	—	—	—	—
嵐南圏域	—	—	—	—	—	—	—	—
東圏域	—	—	—	—	1	9	1	9
栄圏域	1	18	—	—	—	—	1	18
下田圏域	—	—	—	—	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	2	58	—	—	—	—	2	58
嵐北圏域	1	29	—	—	—	—	1	29
嵐南圏域	—	—	—	—	—	—	—	—
東圏域	—	—	—	—	—	—	—	—
栄圏域	1	29	—	—	—	—	1	29
下田圏域	—	—	—	—	—	—	—	—

特定施設（介護付有料老人ホーム）の基盤整備計画

	H27年度		H28年度		H29年度		計	
	事業 所数 (か所)	定員 (人)	事業 所数 (か所)	定員 (人)	事業 所数 (か所)	定員 (人)	事業 所数 (か所)	定員 (人)
特定施設入居者 生活介護	—	—	2	100	—	—	2	100
混合型特定施設	—	—	2	100	—	—	2	100
介護専用型特定施設	—	—	—	—	—	—	—	—

基盤整備後の介護保険サービス種類別事業所数の見込み

	H27年度		H28年度		H29年度	
	事業 所数 (か所)	定員 (人)	事業 所数 (か所)	定員 (人)	事業 所数 (か所)	定員 (人)
居宅介護支援	31	—	31	—	31	—
介護予防支援	5	—	5	—	5	—
居宅サービス	116	1,267	108	1,187	111	1,187
訪問介護	23	—	24	—	24	—
訪問入浴	5	—	5	—	6	—
訪問リハビリ	0	—	0	—	1	—
訪問看護	8	—	8	—	9	—
通所介護 ※	34	790	22	600	22	600
通所リハビリ	8	211	9	221	9	221
短期入所生活介護	9	215	9	215	9	215
短期入所療養介護	8	—	8	—	8	—
特定施設入居者 生活介護	1	51	3	151	3	151
特定施設入居者 生活介護	0	0	2	100	2	100
外部サービス利用型 特定施設入居者生活介護	1	51	1	51	1	51
福祉用具販売	10	—	10	—	10	—
福祉用具貸与	10	—	10	—	10	—
地域密着型サービス	19	295	33	515	35	524
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	2	—	2	—	3	—
夜間対応型訪問介護	1	—	1	—	1	—
認知症対応型通所介護	2	13	2	13	2	13
小規模多機能型居宅介護	5	125	5	125	5	125
認知症対応型共同生活介護	7	99	7	99	8	108
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	2	58	2	58	2	58
地域密着型通所介護 ※	—	—	14	220	14	220
施設サービス	15	1,268	15	1,268	15	1,268
介護老人福祉施設	6	490	6	490	6	490
介護老人保健施設	6	550	6	550	6	550
介護老人保健施設	5	490	5	490	5	490
介護療養型老人保健施設 (医療病床転換)	1	60	1	60	1	60
介護療養型医療施設	3	228	3	228	3	228
合 計	186	2,830	192	2,970	197	2,979

※平成28年度から小規模の通所介護（定員19人未満）は、地域密着型通所介護へ移行

(2) 介護保険サービスの適正・円滑な運営

介護給付費は、要介護（要支援）認定者及び介護サービス事業者の増加に伴い、増加を続けています。引き続き「要介護（要支援）認定の適正化」、「事業者のサービス提供体制の適正化」等に取り組み、制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度の適正・円滑な運営を図ります。

ア 公平・公正な要介護（要支援）認定の実施

《現 状》

公平・公正かつ適正な要介護（要支援）認定を行なうため、介護認定審査会委員や認定調査員に対して、審査判定手順や調査方法などの研修を実施することにより、正確性と統一性を確保した判定を行っています。

また、認定調査員に対しては認定調査個別研修（出張研修）や認定調査員新規・現任研修会など各種調査員研修を実施しています。委託した調査については、調査票の事後点検を行うとともに、必要に応じて調査員に直接確認・指導を行っています。市で実施している認定調査については、市調査員が相互点検を行うことにより、調査員の資質向上を図っています。

《今後の方針》

- ・公平・公正な要介護（要支援）認定が適切な介護保険サービスの利用につながることから、引き続き、介護認定審査会委員や認定調査員を対象とした研修を実施し、適正な要介護（要支援）認定の推進を図ります。
- ・認定調査員の更なる資質向上策を進め、調査票の点検時間を短縮することにより、迅速な審査判定と円滑な介護保険サービスの提供を図ります。

イ 適正な介護保険サービスの実施

《現 状》

適正な介護保険サービスを利用するためには、ケアマネジャーの質を向上させることが重要です。しかし、小規模の居宅介護支援事業所が多いため、事業所内での研修・相談体制を整えることが難しい状況にあります。

そのため、介護サービス事業所への立ち入りによる実地指導及び介護保険サービスの種類別の集団指導等が、適正なサービス提供に向けた事業者の意識づけにつながっています。

しかし、介護保険サービスの自己評価及び外部評価については、実施が義務付けられている地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護事業所と小規模多機能型居宅介護事業所を除き、取組が進んでいません。



《今後の方針》

- ・ケアマネジャーに研修を促し資質を向上させるとともに、ケアプランの点検など実践的指導や助言を行い、介護保険サービスの適正な供給と利用を推進します。
- ・事業所への立入りによる実地指導は、6年の指定更新期間ごとに1回以上計画的実施することに加え、集団指導の実施や自己点検の促進などにより、総合的な指導を行います。
- ・介護保険サービスの自己評価及び外部評価について、実施することが義務付けられている介護サービス事業者に限らず、多くの事業者で実施されるよう制度の周知や啓発を行います。

《実施事業》

◆介護給付適正化事業

介護給付の適正化を図るため、適切にサービスが提供されているかどうかの観点からケアマネジャーが作成したケアプランの点検や介護給付情報と医療給付情報との突合点検、住宅改修等に関する調査などを行うとともに、ケアプランの質の向上研修などの受講を促進します。

◆介護サービス事業者への指導・監督

介護サービス事業者に対し、高齢者虐待防止、身体拘束禁止、指定基準の遵守の徹底及び不正請求の防止などを重点とした立入検査を行うとともに、集団指導や事業者による自己点検の促進などの総合的な指導を行います。

◆自己評価・外部評価の促進

認知症対応型共同生活介護事業所と小規模多機能型居宅介護事業所に対しては、市の条例¹¹に基づく自己評価、外部評価の実施やその結果の公表を促します。

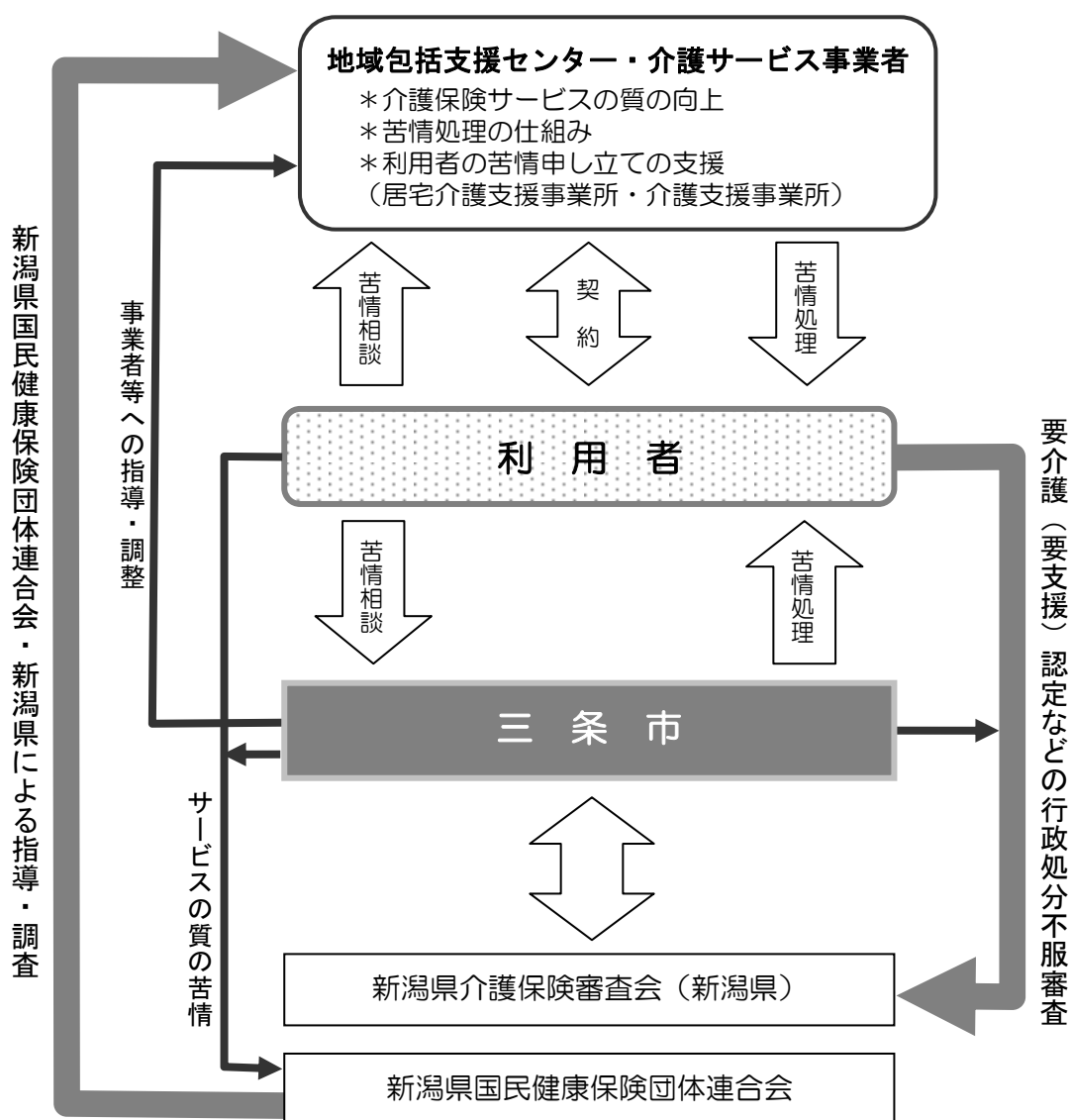


¹¹ 三条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

◆苦情処理体制の的確な運用

被保険者や利用者を保護するための措置として、介護保険サービスに対する不満や苦情については新潟県国民健康保険団体連合会に相談でき、要介護（要支援）認定や保険料についての不服は新潟県介護保険審査会に申し立てることができます。こうした体制を広く周知するとともに、身近なところで気軽に相談できるよう、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者と連携し相談体制の充実を図ります。

介護保険における苦情処理体制





5 介護予防の推進

(1) 地域で行う介護予防の推進

高齢者が要介護状態等になることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう介護予防事業を実施します。

これからの介護予防は、高齢者本人に対する働きかけだけでなく、役割を持って生活できるような活動の場をつくるなど、バランスのとれたアプローチが重要となります。

《現 状》

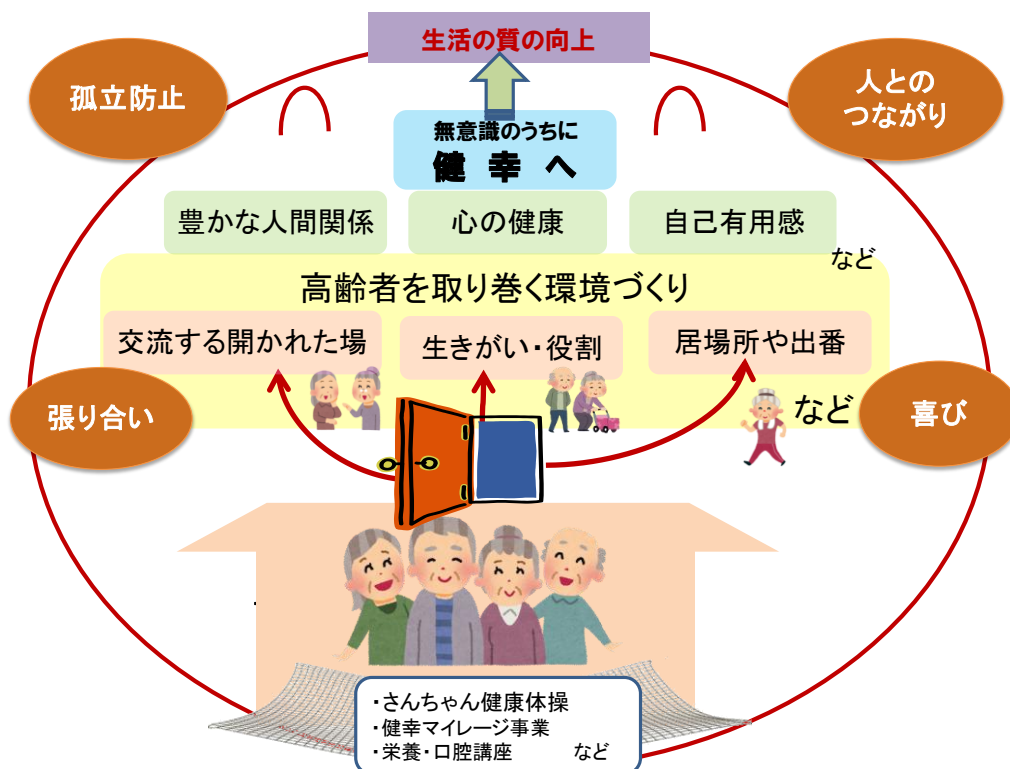
老人クラブやいきいきサロン、さんちゃん健康体操サークル等を対象に、介護予防に関する各種講座を実施し、介護予防の普及啓発を行っています。また、さんちゃん健康体操の自主サークルは79サークルまで増加しており、地域で行う介護予防が推進されています。

さらに、健幸マイレージ事業「元気はつらつボランティアスタンプ」の登録者は増加しており、ボランティア活動を通じて健康づくりや生きがいづくりにつながっています。

《今後の方針》

- ・介護予防に関する理解を深めるため、引き続き、老人クラブやいきいきサロン等の地域住民の集まりの場において、介護予防に関する講座等を実施します。
- ・今後もさんちゃん健康体操サポーターの養成を行い、体操参加者による自主運営を支援していくことにより、参加者の増加や自主サークルの拡大に努め、地域で行う介護予防を更に推進していきます。

地域で行う介護予防の推進のイメージ



《実施事業》

◆介護予防普及啓発事業

高齢者の集まりに対し、介護予防普及啓発講座、認知症予防啓発講座、栄養講座及び口腔講座を実施し、介護予防に関する知識の普及啓発を行います。

介護予防普及啓発事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
延参加者数	(人)	894	729	800	1,000	1,130	1,260
実施回数	(回)	58	53	60	74	86	98

◆さんちゃん健康体操

運動機能向上や認知症予防などの効果が期待できる市オリジナルの「さんちゃん健康体操」を実施しています。地域における自主サークルの活動を促進することにより、高齢者の閉じこもり予防や交流を推進します。

さんちゃん健康体操の実績・計画値

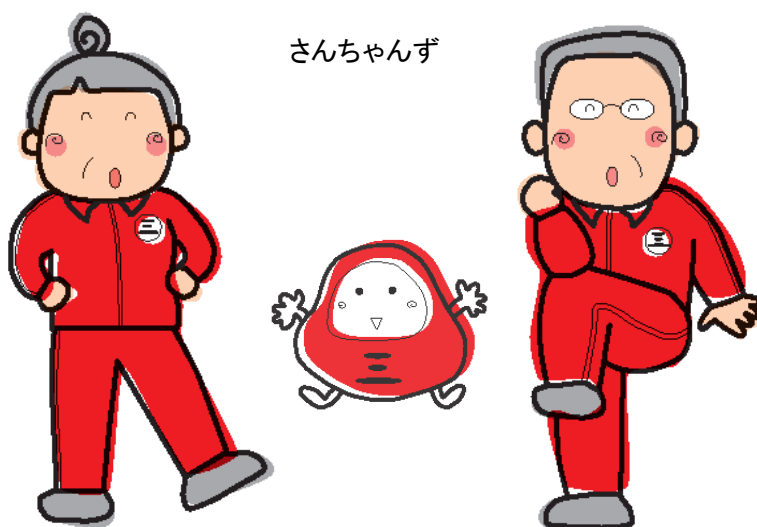
		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
延参加者数	(人)	30,406	33,829	34,630	35,000	35,400	35,800
実施回数	(回)	2,540	2,867	2,880	2,920	2,950	2,970

◆さんちゃん健康体操サポーター養成事業

さんちゃん健康体操の普及啓発を図るため、サポーターを養成します。サポーターとして高齢者が活躍できる機会を提供することで、社会参加や健康づくりにつなげます。

さんちゃん健康体操サポーター養成事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
受講者数	(人)	15	17	11	15	15	15



◆健幸マイレージ事業「元気はつらつボランティアスタンプ」

元気はつらつボランティアスタンプは、高齢者等のボランティア活動への参加を奨励し、その活動を支援することにより、参加者自身の生きがいに作りにつなげ、介護予防と健康づくりを推進します。

健幸マイレージ事業「元気はつらつボランティアスタンプ」の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
登録者数 (65歳以上)	(人)	373	440	470	520	570	620

※各年度3月末時点の登録者数

◆健康教室

要介護状態等を引き起こす原因となる脳卒中や骨折等を予防するため、医師、保健師、栄養士などが、高血圧、肥満、糖尿病、脂質異常症、骨粗しょう症などの疾病の予防及び生活習慣の改善に関する講話を行います。

健康教室の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
延参加者数	(人)	584	687	887	900	910	920
実施回数	(回)	28	34	35	35	35	35

◆健康相談

要介護状態等を引き起こす原因となる脳卒中や骨折等を予防するため、保健師や栄養士が、それぞれの健康問題に対して個別の相談に応じ、必要な指導を行います。

健康相談の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
延参加者数	(人)	560	490	345	350	360	370
実施回数	(回)	65	74	62	107	107	107

◆健康運動教室（一般介護予防事業）

介護予防を目的に筋力や持久力の向上を図るため、科学的根拠に基づいた個別運動プログラムを提供し、定期的に運動実施状況や体力年齢等を評価しながら、運動指導員が筋力トレーニングや有酸素運動の指導を行います。

健康運動教室の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
参加者数	(人)	384	426	415	420	425	430
延参加者数	(人)	15,358	17,488	17,000	17,200	17,400	17,600

◆介護予防把握事業

民生委員児童委員や地域住民からの情報等を活用することにより、地域包括支援センターが閉じこもりなどの何らかの支援を要する高齢者の実態を把握し、介護予防事業等につなげます。

介護予防把握事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
地域包括支援センター による把握	(人)	535	531	464	750	760	770
郵送調査 による把握	(人)	1,040	17,670	1,031			

※国の制度見直しにより、平成27年度から基本チェックリスト郵送調査を廃止

※平成24～27年度は二次予防事業対象者把握事業の実績・計画値

◆生きがい活動支援通所事業

一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の方などに対して、レクリエーションや昼食の提供などを行うことで、閉じこもりの防止、生きがいづくりや介護予防を進めていきます。

生きがい活動支援通所事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
利用者数	(人)	192	184	184	185	186	188

◆老人福祉センター

高齢者の生きがいづくり、健康増進、教養の向上及びレクリエーションの場を総合的に提供します。

老人福祉センターの実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
利用者数	(人)	38,042	35,950	37,800	38,500	39,000	39,500

◆老人クラブ補助事業

高齢者が自らの知識や経験を活かし、健康づくりや地域貢献等の多様な社会参加活動を行えるよう、老人クラブ連合会や各単位老人クラブの活動を支援します。





6 認知症施策の推進

(1) 認知症予防の推進

認知症の予防には、運動や食事に気を配り、生活習慣病対策を行うことが有効です。また、閉じこもらず人との関わりを持ち、新たな趣味にチャレンジするなど、脳を使うことが予防につながります。認知症のことをよく知り、認知症を防ぐための生活を実践することが大切です。

《現 状》

市民一人一人が認知症の予防について正しく理解し実践するために、地域の老人クラブ等で認知症予防についての啓発を行っています。また、閉じこもりを防止し、体と脳を同時に使い認知症を予防するため、さんちゃん健康体操を市内各地域において実施しています。

今後は、物忘れがある等の軽度認知障害¹²の方の認知症予防に取り組む必要があります。

《今後の方針》

- ・引き続き、さんちゃん健康体操サークルや老人クラブなどの交流の場への参加を促していきます。
- ・引き続き、認知症の理解を深め、市民自らが認知症予防の行動が取れるよう、さんちゃん健康体操サークルや老人クラブなど地域の団体等を通し、認知症予防啓発講座を実施します。
- ・軽度認知障害の方への予防の取組を進めていきます。

《実施事業》

◆認知症予防啓発講座

認知症の予防や早期発見方法、相談窓口の紹介等を行う講座を実施します。

認知症予防啓発講座の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
延参加者数	(人)	426	230	250	280	310	340
実施回数	(回)	27	15	15	19	23	27

¹² 認知症になる前の段階で、老化に伴う「物忘れ」よりは記憶障害が進んでいるが、それ以外の脳の機能は保たれており、日常生活は問題なく送れる状態

◆さんちゃん健康体操（再掲）

運動機能向上や認知症予防などの効果が期待できる市オリジナルの「さんちゃん健康体操」を実施しています。地域における自主サークルの活動を促進することにより、高齢者の閉じこもり予防や交流を推進します。

さんちゃん健康体操の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
延参加者数	(人)	30,406	33,829	34,630	35,000	35,400	35,800
実施回数	(回)	2,540	2,867	2,880	2,920	2,950	2,970



(2) 早期発見・相談・受診体制の充実

認知症は、発症しても早期の適切な治療や周囲の理解と気遣いにより、症状を改善することや進行を緩やかにすること、または穏やかに暮らしていくことが可能であるため、早期発見・相談・受診につなげる仕組みづくりが必要です。

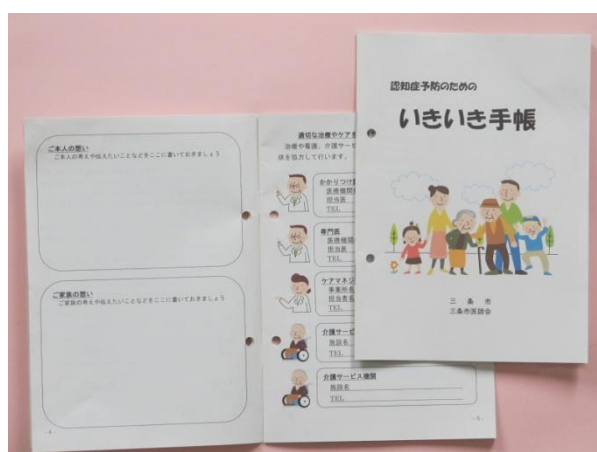
《現 状》

地域包括支援センターに寄せられる相談事例は、既に認知症が進行し深刻な状態になってからのものが多く、物忘れが気になるなど軽度の認知症のおそれのある高齢者やその家族からの相談件数が少ない状況です。早期の相談に結び付くためには、自ら気付くことができるための体制が必要です。

《今後の方針》

- ・ 日常の些細な変化を見逃さないよう、様々な機会を捉えて認知症の初期症状について理解を深めるための啓発を行っていきます。
- ・ 自らが認知症に気付けるように、市のホームページ等で自己チェックができる仕組みを作ります。
- ・ 地域包括支援センターを始めとする相談機関や三条市もの忘れ相談医、専門医などの医療機関の情報を様々な手段で分かりやすく周知していきます。
- ・ 認知症が疑われる高齢者に対し、症状などを記入し適切な受診につなげるために「いきいき手帳¹³」を配布し、その活用を促進します。
- ・ 認知症の早期に専門職が集中して支援し、早期受診と適切な支援につなげる体制づくりを行います。

いきいき手帳のイメージ



¹³ 高齢者本人の思いや生活の様子、医療機関での検査内容などの情報を記載し、受診や相談の際に提示することにより、早期から適切な支援ができるようにするとともに、高齢者やその家族、関係者が連携するためのツール

《実施事業》

◆認知症総合支援事業

各地域包括支援センター等への認知症地域支援推進員の配置に加え、新たに医療や介護の専門家からなる認知症初期集中支援チームを設置し、認知症に関する相談体制の充実と、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

認知症総合支援事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
認知症初期集中支援チーム支援事例数	(人)						10





(3) 認知症ケア・サービスの充実

認知症は、本人が不安を抱えている一方で、周囲からの理解が得られにくい場合があります。認知症を発症した本人や家族の在宅生活を地域全体で支えるには、周囲の理解と温かい見守りや交流が必要です。

また、認知症の方への適切なケアやサービスを充実していくためには、本人本位のケアの視点を持ち、症状の段階に応じ必要な医療、介護、生活支援サービスにつなぎ、それぞれが連携しながら支援していくことが必要不可欠です。

《現 状》

認知症について正しく理解し、温かく見守る地域づくりを進めるため、企業や老人クラブ、自治会等に対し認知症サポーター養成講座を実施しており、サポーター数は年々増加しています。

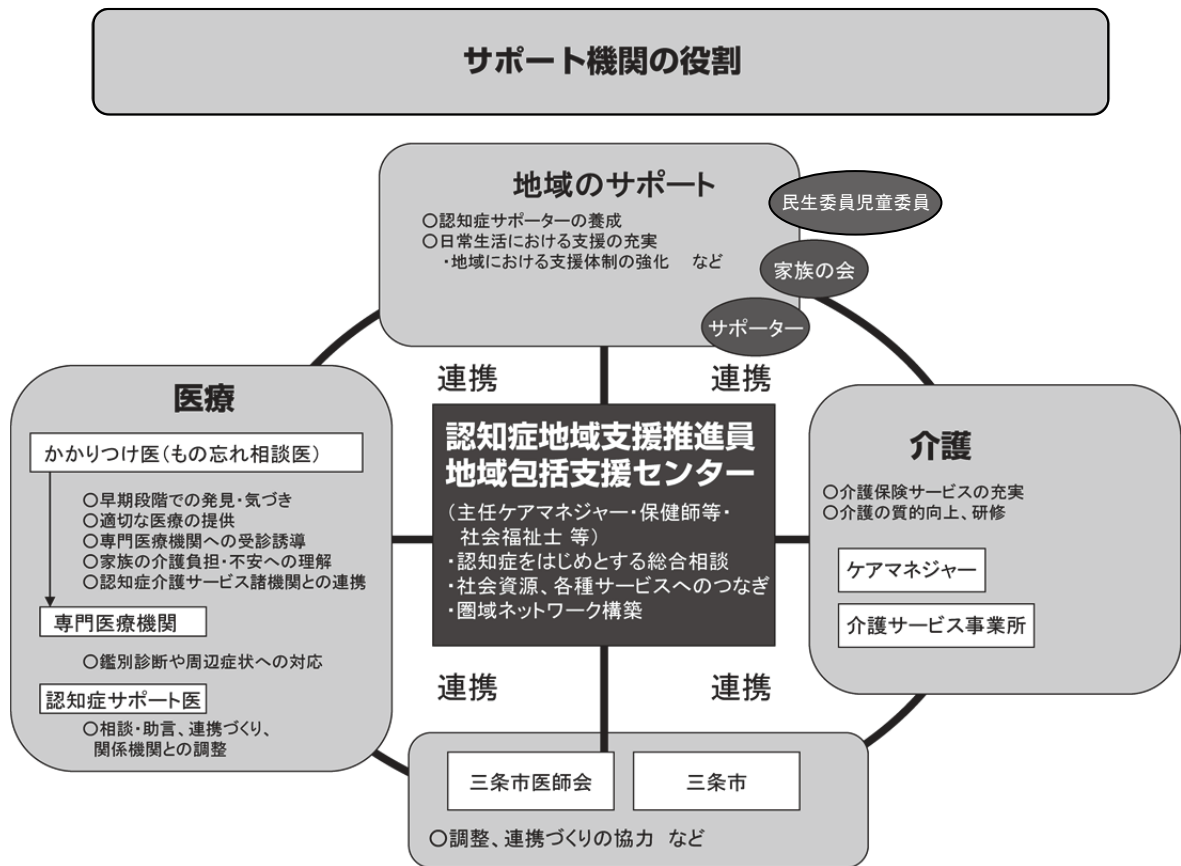
本人本位の認知症ケアの充実のために、ケアを担う人の資質の向上を図るとともに、いきいき手帳を活用することにより認知症に関する情報を医療、介護、生活支援の関係者が共有し、連携して支援を行っています。

介護者を支えるために、介護の悩みを話し合ったり、家族がリフレッシュする機会として家族介護支援事業を実施しています。

《今後の方針》

- ・引き続き、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の正しい理解を深めるための普及啓発に努めるとともに、認知症について更に学びたい方を対象としたフォローアップ研修を実施します。また、サポーターが活躍できる機会を提供します。
- ・家族介護支援事業を更に充実し、認知症の方や家族、地域住民、専門職の誰もが参加できる集いの場づくりを実施します。
- ・市全体の関係機関による認知症ケアサポート会議を開催し、認知症地域支援推進員が中心となって、認知症の支援体制を構築していきます。
- ・認知症の方の生活機能や心身の状況に合わせ、いつ、どこで、どのような支援を受ければ良いのかを示した認知症ケアパス（認知症暮らしのガイドブック）の普及を推進します。

認知症ケアのネットワーク



認知症ケアパス（認知症暮らしのガイドブック）のイメージ

軽度認知障害	発症	初期・軽度	中度	高度
日常生活は自立	日常生活は自立 新しいこと、 覚悟することは困難	日常生活は自立 新しいこと、 覚悟することは困難	誰かの見守りがあれば 家庭内では自立だが、 社会生活に支障をきたす	日常生活に手助け、 介護が必要
日常生活は自立	日常生活は自立 新しいこと、 覚悟することは困難	日常生活は自立 新しいこと、 覚悟することは困難	誰かの見守りがあれば 家庭内では自立だが、 社会生活に支障をきたす	日常生活に手助け、 介護が必要



《実施事業》

◆認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めます。

認知症サポーター養成講座の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
受講者数	(人)	695	528	500	600	700	800
実施回数	(回)	32	28	26	31	36	41

◆家族介護支援事業(再掲)

介護者を対象に介護のコツを学ぶ機会や情報交換の場を提供します。

家族介護支援事業の実績・計画値

		H24年度	H25年度	H26年度 (見込み)	H27年度	H28年度	H29年度
延参加者数	(人)	315	359	550	650	750	850

